

保育提供量の拡充について

平成 27 年 10 月 29 日

津市健康福祉部 子育て推進課

津市子ども・子育て支援事業計画における保育に係る確保の内容について

- 保育提供量の拡充に係る提供体制の確保の内容について（P 7 1 より抜粋）

既存施設の活用

児童の減少傾向を踏まえ、既存の施設が最大限活用される体制の整備及び効率化を図る。

区域外施設の利用

区域を越えた施設利用の現状を踏まえ、設定区域内での確保を前提に近隣区域等での確保にも柔軟に対応する。

3号認定子どもへの重点的な確保

待機児童が多い3号認定子ども（0～2歳児）に対して、受け入れ態勢や施設の整備、保育士等の人材確保及び地域型保育事業の活用などにより、重点的に確保を行う。またその際は、新制度移行前から本市独自で導入している1歳児に対して5人となる保育士の配置を継続する。

教育・保育の一体的提供の推進

保護者のニーズに応える教育・保育提供体制の整備や、少子化に向けた子どもの集団における育ちの確保のため、教育・保育を一体的に提供する幼保連携型施設の推進に取り組む。

保育に係る量の見込みと確保の方策について（P 7 0 参照）

2号認定子ども[年齢区分：3～5歳]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	3,494	3,435	3,365	3,296	3,260
②確保の方策	3,572	3,600	3,587	3,587	3,587
②－①	78	165	222	291	327

+28人

3号認定子ども[年齢区分：1～2歳]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	2,124	2,106	2,087	2,052	2,023
②確保の方策	1,913	2,006	2,087	2,087	2,087
②－①	▲211	▲100	0	35	64

+93人

3号認定子ども[年齢区分：0歳]

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	629	619	608	602	590
②確保の方策	525	568	608	608	608
②－①	▲104	▲51	0	6	18

+43人

確保方策の取組について（～平成28年度）

市内保育所等において設定した利用定員数（※）の合計を確保の方策として示しています。
 確保方策の取組として、既存施設の活用、区域外施設利用による確保、地域型保育事業の認可を行います。
 平成28年度に向けて、確保方策の内訳は次のとおり行う予定です。

（※特定教育・保育施設は、施設型給付を受けるため、支給認定子どもの区分ごとに利用定員を設定して、確認を受ける必要があります。）

方策	3～5歳児	1～2歳児	0歳児
私立保育所増改築工事によるもの	28人	12人	10人
公立保育所整備工事によるもの	—	11人	—
地域型保育事業の認可によるもの	—	16人（32人）※	3人（6人）※
私立・公立保育所による人員配置等改善によるもの	—	54人（38人）※	30人（27人）※
合計	28人	93人	43人

※は地域型保育事業の認可について協議が進捗した場合

また、幼保連携型施設による教育・保育の一体的提供の推進について、平成27年度においては、幼保連携型施設の運営に必要な管理体制や施設整備の検討を行うとともに、幼児教育・保育の提供における課題の洗い出しを行っています。

地域型保育事業の認可について

●地域型保育事業認可予定者

設置者	NPO どんど
設置場所	津市久居寺町
事業形態	小規模保育 A 型
区域区分	久居区域
開始年月日	平成 28 年 4 月
利用定員	0 歳児 3 人, 1・2 歳児 16 人
給食の有無	あり
連携施設	久居区域内の施設を検討
保育部屋面積	建設中
屋外遊戯場	設置予定
職員配置	保育所と同様の配置

- 設置者は 15 年以上久居区域内において子育て相談、親子広場など子育て支援への取組実績を持つ団体です。
- 津市の委託事業である子育て広場を運営するほか、認可外保育事業も実施しており、小規模保育を行う資質を有していると考えられます。